

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた職場等における感染防止対策の担当者の設置について

別紙岐阜県知事からの「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた職場等における感染防止対策の担当者の設置等について（依頼）」に基づき、下記を担当者として設置しました。

感染防止対策担当者（ぎふコロナガード）：副会長兼専務理事 瀬上 繁隆

令和2年11月11日

公益社団法人 岐阜県山林協会
会長 日置 敏明

別紙

林第513号
令和2年11月10日

公益社団法人 岐阜県山林協会
会長 日置 敏 明 様

岐阜県知事

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた
職場等における感染防止対策の担当者の設置等について（依頼）

日頃より新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の推進に格別のご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、9月1日の第2波非常事態宣言解除後、県内での感染者の発生は小康を保っておりましたが、このところ県内においても感染者やクラスターが発生するなど、予断を許さない状況となっています。

県では、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行が懸念される冬季、そして、多くの人出が予想される年末年始を控え、とるべき対策を「コロナ社会を生き抜く県民運動」として体系づけ、全県展開することとし、併せて各職場・学校・家庭に感染防止対策の担当者（ぎふコロナガード）を選任・設置し、対策の徹底を図っていくこととしました。

については、貴団体におかれましては、下記のとおり担当者の設置並びに感染防止対策の徹底にご理解、ご協力をいただくとともに、貴団体に属する事業所等においても同様の取組みがなされるよう、働きかけいただきますようお願い申し上げます。

記

1 感染防止対策担当者（ぎふコロナガード）の設置

各職場（事業所）において感染防止対策ポイントのチェック・声掛けを行う担当者（ぎふコロナガード）の選任、設置をお願いします。

※担当者には管理職員を充ててください（所属の長に限定しません）。

2 担当者（ぎふコロナガード）の業務内容

担当者の業務は「各職場における感染防止対策の徹底」です。以下の取組みを行うとともに、県からお知らせする各種資料などを活用し、職員への普及啓発に努めてください。

(1) 職場における感染防止対策のチェックと注意

別添チェック表【参考1】に基づき、職員に対し常時点検し、職員に注意喚起するとともに、【参考2】により正しい手洗いなどの普及啓発等を行ってください。

※特に重要ポイントである「正しい手洗いを小まめに行うこと」、「外出時は必ずマスクを着用すること」、「マスクを外す飲食時は大声の会話を控えること」、「食事を終えたらマスクをただちに着用すること」を徹底してください。

(2) 感染防止対策の資料配布と説明

すべての職員に、①厚労省チラシ「感染症対策へのご協力をお願いします」、②同「接触感染に注意!」、③「分科会から政府への提言（令和2年10月23日）」、④「新型コロナウイルス感染症の“いま”についての10の知識（厚労省資料）」を配布、説明してください。

※特に、マスクをはずす飲食を介した感染が多発していることから、③中の、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」の周知をお願いします。

(3) 職員の各家庭への普及啓発

別添チェック表【参考1】、【参考2】に基づき、家庭においても常時点検し、ご家族に注意喚起を行うよう職員に周知徹底を行ってください。

※すべての職員は各家庭に、厚労省チラシ「感染症対策へのご協力をお願いします」、「接触感染に注意!」等の掲出や、ご家族への説明をしてください。

(4) 体調不良時の行動ストップ

体調不良時には外出、出勤、通学などの行動をストップするよう、職員本人と、職員からご家族にも徹底するよう周知してください。

(5) 県「感染警戒QRシステム」、国（厚生労働省）「接触確認アプリ（COA）」の活用促進

(6) 「コロナ・ハラスメント」防止に向けた普及啓発

すべての職員に『ストップ「コロナ・ハラスメント」宣言』を配布し、コロナを理由とした差別的取扱い等が起こらないよう周知徹底してください。

3 添付資料

- (1) 「コロナ社会を生き抜く県民運動」(令和2年10月29日県対策本部員会議資料)
- (2) 感染防止対策資料 ※上記2(2)、(3)関係
- ①厚生労働省チラシ「感染症対策へのご協力をお願いします」
 - ②厚生労働省チラシ「接触感染に注意！」
 - ③「分科会から政府への提言(令和2年10月23日)」
 - ④厚生労働省資料「(2020年10月時点)新型コロナウイルス感染症の
“いま”
についての10の知識」
- (3) ストップ「コロナ・ハラスメント」宣言 ※上記2(6)関係

所 属	林政部林政課		
担当係長	定 水	担当	—
T E L	058-272-1111 (内) 3017		
E-mail	sadamizu-yukari@pref.gifu.lg.jp		

【参考1】感染防止対策担当者における具体的なチェック項目（例）

【職場】

- 1 職場の方々は全て入館（室）時に手洗い又は消毒をしているか
- 2 勤務時間中は全てマスクを着用し、みだりに外していないか
- 3 オフィスで人との距離を確保しているか。密集した場がないか
- 4 全てのオフィスは定期的に換気をしているか
- 5 マスクを外す食事中は大声の会話を控えているか。食事後は必ずマスクを着用した上で会話をしているか
- 6 定期的に執務室・トイレのドアノブ、蛇口コック、エレベーターのボタンなど、高頻度で多数の人が接触する場所を消毒しているか
- 7 体調が悪い方は気兼ねなく休めるような雰囲気づくりがあるか
- 8 コロナ・ハラスメント（差別的取扱い等）が起こっていないか

【学校】

- 1 教員・生徒は全て校舎に入る際に手洗い又は消毒しているか
- 2 教員・生徒は全てマスクを着用し、みだりに外していないか
- 3 教室で人との距離を確保しているか。密集した場がないか
- 4 全ての教室は定期的に窓を開け、換気をしているか
- 5 マスクを外す食事中は大声、会話を控えているか。食事後の会話は必ずマスクを着用した上でしているか
- 6 定期的に教室・トイレのドアノブ、蛇口コックなど、高頻度で多数の人が接触する場所を消毒しているか
- 7 体調が悪い方は気兼ねなく休めるような雰囲気づくりがあるか
- 8 コロナ・ハラスメント（差別的取扱い等）が起こっていないか

【家庭】

- 1 家族全員は帰宅時、直ちに手洗い又は消毒液で消毒しているか
- 2 外出時は必ずマスクを着用しているか、みだりに外していないか
- 3 全ての部屋を定期的に換気しているか
- 4 定期的に部屋・トイレのドアノブ、蛇口コックなど、高頻度で来客者が多数接触する場所を消毒しているか
- 5 お互いに体調を気遣い、体調不良時は外出、出勤、登校をストップするよう声かけをしているか
- 6 コロナ・ハラスメント（差別的取扱い等）が起こっていないか

【参考2】正しい手洗い・より適切な手洗い場

○正しい手洗い

- ・ 外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などこまめに手を洗う。石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよくふき取って乾かす。

流水でよく手を濡らした後、石けんをつけ、手のひらをよくこする。

- 手の甲を伸ばすようにこする、指先・爪の間を念入りにこする。
- 指の間を洗う、親指と手のひらをねじり洗う、手首も忘れずに洗う。

- ・ 手や指についたウイルスの対策は、洗い流すことが最も重要。
- ・ 手や指に付着しているウイルスの数は、流水による15秒の手洗いだけで1/100に、石けんやハンドソープで10秒もみ洗いし、流水で15秒すすぐと1万分の1に減らせる。

○蛇口のオン・オフ

- ・ センサー、フットポンプまたは大きなハンドル whichever により、腕又は肘で蛇口をオフにできるもの。
- ・ 蛇口のコックは高頻度接触面。管理者の方がドアノブ等の消毒を行う際には、蛇口のコックもこまめに消毒を行う。

○ソープディスペンサー

- ・ 流水だけではウイルスの除去能力は限定的なため、センサー式またはプッシュ式の液体石けんを配置。
- ・ 液体石けんが空になっていないことを、毎日確認。

○手の乾燥

- ・ ペーパータオルとゴミ箱を用意。
- ・ 布タオルの共用は感染の場を作ることになるため、絶対にしない。通常は、「何も置かず、各個人が自分のハンカチ等で拭く」ことを推奨。

○その他

- ・ 手洗い場の扉は高頻度接触面なので、ないことが望ましいが、ある場合は取っ手などをこまめに消毒。

※より適切な手洗い場の設備に関する項目は、今後の設備改修の参考としてください。